時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価している。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における市場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。

（資産除去債務に関する注記）

放射性同位元素実験室の解体時に放射性物質除却費用が発生すると考えられるが、過去において解体実績がなく、また除去に係る費用を現時点では見積もることが困難であるため、当該施設に見合う資産除去債務は計上していない。

（重要な債務負担行為）

（松ヶ崎）２号館（南棟）空調改修工事（翌期以降支払額　34,320千円）

（重要な後発事象）

重要な後発事象はない。

（国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記）

（単位：千円）

Ⅰ．業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	9,584,197	
⑵　（控除）自己収入等	△ 3,976,639	
業務費用合計		5,607,558
Ⅱ．資本剰余金を減額したコスト等		514,847
Ⅲ．機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	10,613	
政府出資の機会費用	591,417	602,030
Ⅳ．（控除）国庫納付額		—
Ⅴ．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		6,724,435

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や貸借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算している。

（その他）

金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と一致しないことがある。

国立大学法人大阪大学令和７事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人大阪大学令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月16日

大阪府吹田市山田丘１番１号
国立大学法人大阪大学
学長　熊ノ郷　淳

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
1　有形固定資産		
土地		222,493
建物	299,314	
減価償却累計額	△ 140,687	
減損損失累計額	△ 220	158,406
構築物	18,460	
減価償却累計額	△ 11,264	7,195
機械及び装置	542	
減価償却累計額	△ 540	1
工具・器具及び備品	204,700	
減価償却累計額	△ 161,969	42,730
図書		20,478
美術品・収蔵品		1,454
船舶	53	
減価償却累計額	△ 46	7
車両及びその他の陸上運搬具	82	
減価償却累計額	△ 75	6
建設仮勘定		3,699
その他有形固定資産	53	
減価償却累計額	△ 48	5
有形固定資産合計		456,479
2　無形固定資産		
特許権		331
商標権		8
ソフトウェア		187
その他無形固定資産		887
無形固定資産合計		1,414
3　投資その他の資産		
投資有価証券		18,453
関係会社株式		150
その他の関係会社有価証券		8,268
国立大学法人等債償還引当特定資産(注)		4,550